

令和 7 年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業支援業務
企画提案者審査委員会 設置要領

(設置)

第 1 条 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業として実施する、キャッシュレス決済ポイント還元事業に関する提案、準備、調整、管理等といった実施に係る支援業務（以下「業務」という。）について、その委託の契約の相手方となる事業者を選定するため、令和 7 年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業支援業務 企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務に係るプロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、**非公表**をもって充て、副委員長は、**非公表**をもって充てる。

3 委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる職員で組織する。

非公表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審査委員会の庶務は、経済部商工振興課が行う。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 30 日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。